

議案第60号

小野市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

小野市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成30年11月28日提出

小野市長 蓬 萊 務

(提案理由)

消防法令に関する重大な違反のある防火対象物について、その法令違反の内容を市民等に公表することにより、火災被害の軽減と違反の早期是正を図るため。

小野市火災予防条例の一部を改正する条例

小野市火災予防条例（昭和37年小野市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第47条の次に次の1条を加える。

（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）

第47条の2 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。